

千葉県高経年住宅団地への転居者に係る保育施設の優先的な利用調整に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高経年住宅団地への転居者に係る保育施設優先利用モデル事業の実施にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「高経年住宅団地」とは、千葉県立地適正化計画における居住促進区域（居住誘導区域）内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた住宅団地・地区の内、別表第1に示すものをいう。

2 この要綱における「子育て世帯」とは、小学生未満の子ども（出産予定の子どもを含む）のいる世帯をいう。

3 この要綱における「保護者」とは、高経年住宅団地外から、別表第2に示す対象団地に別表第3（3）に示す転居期間内に転居した者で、「保育を必要とする」児童がいる子育て世帯であり、保育施設等の優先的な利用調整を希望する者をいう。

4 この要綱における「保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。

(優先的な利用調整の対象とする保育施設の指定)

第3条 優先的な利用調整の対象とする保育施設は、高経年住宅団地に近接する千葉市内の保育施設であり、別表第2に掲げるものとする。

(優先的な利用調整の対象となる児童)

第4条 優先的な利用調整の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、高経年住宅団地外から、別表第2に示す対象団地に別表第3（3）に示す転居期間内に転居した者をいう。

(利用手続き等)

第5条 保護者は、優先入所申込書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の受付期間は、別表第3（2）に掲げる期間とする。

3 市長は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、抽選により優先入所の対象児童を決定し、優先入所通知書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、優先枠数に達しない場合は、抽選を行わずに、受付期間に申込のあった者に対して交付するものとする。

4 前項の通知書は、別表第3（1）に記載された時期に入所を希望する者について有効とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

別表第1

住宅団地・地区名称	区	町丁目・大字（※）
東千葉地区	中央区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
横戸台団地	花見川区	横戸台
こてはし台団地		こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
花見川団地		花見川
にれの木台団地		朝日ヶ丘2丁目
西小中台団地		西小中台
さつきが丘団地	さつきが丘1丁目の一部	
	さつきが丘2丁目	
柏台地区	稲毛区	柏台
千草台団地		千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地	あやめ台	
都賀の台団地	若葉区	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
北大宮台団地	北大宮台の一部	
若松台団地	若松台1丁目の一部	
	若松台2丁目の一部	
	若松台3丁目の一部	
大宮台団地	大宮台1丁目	

		大宮台 2丁目
		大宮台 3丁目
		大宮台 4丁目
		大宮台 5丁目
		大宮台 6丁目
		大宮台 7丁目の一部
千城台団地		千城台東 1丁目
		千城台東 2丁目
		千城台東 3丁目
		千城台東 4丁目の一部
		千城台西 1丁目
		千城台西 2丁目
		千城台西 3丁目の一部
		千城台南 1丁目
		千城台南 2丁目
		千城台南 3丁目の一部
		千城台南 4丁目の一部
		千城台北 1丁目の一部
		千城台北 2丁目
		千城台北 3丁目
	千城台北 4丁目	
小倉台団地		小倉台 1丁目の一部
		小倉台 2丁目の一部
		小倉台 3丁目
		小倉台 4丁目
		小倉台 5丁目
		小倉台 6丁目の一部
		小倉台 7丁目
みつわ台団地		みつわ台 1丁目の一部
		みつわ台 2丁目
		みつわ台 3丁目
		みつわ台 4丁目
		みつわ台 5丁目
大木戸台団地	緑区	大木戸町の一部
大椎台団地		大椎町の一部
越智はなみずき台団地		越智町の一部
海浜ニュータウン(1_高洲)	美浜区	高洲 1丁目
		高洲 2丁目
		高洲 3丁目
		高洲 4丁目
海浜ニュータウン(2_高浜)		高浜 1丁目
		高浜 2丁目
		高浜 3丁目
		高浜 4丁目
		高浜 5丁目

	高浜 6 丁目
海浜ニュータウン(3_真砂)	真砂 1 丁目
	真砂 2 丁目
	真砂 3 丁目
	真砂 4 丁目
	真砂 5 丁目
海浜ニュータウン(4_磯辺)	磯辺 1 丁目
	磯辺 2 丁目
	磯辺 3 丁目
	磯辺 4 丁目
	磯辺 5 丁目
	磯辺 6 丁目
	磯辺 7 丁目
	磯辺 8 丁目
幸町団地	幸町 2 丁目
幸町東地区	幸町 1 丁目 5
	幸町 1 丁目 7
	幸町 1 丁目 8
稲毛海岸地区	稲毛海岸 1 丁目
	稲毛海岸 2 丁目
	稲毛海岸 3 丁目
	稲毛海岸 4 丁目

※「●●の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、千葉市立地適正化計画による居住促進区域内で開発から 40 年以上経過した 5 ha 以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。

別表第 2

対象団地	所在地	優先的な利用調整の対象となる保育施設
花見川団地	花見川区花見川	花見川第一保育所、花見川第二保育所、花見川第三保育所

別表第 3

(1) 入所を希望する時期	(2) 優先入所申込書の受付期間	(3) 転居(予定)期間
令和 6 年 4 月	令和 5 年 9 月 26 日(火)～10 月 10 日(火)	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで